

## 老人クラブ活動活性化交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 老人クラブ活動活性化交付金は、市町村老人クラブ連合会（以下、「市町村老連」という）の活性化を図るため、市町村老連の実施する第2条に定める事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 この交付金の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員加入促進に関する事業
- (2) 健康づくり・介護予防活動に関する事業
- (3) 生産活動に関する事業
- (4) その他団体活動基盤強化に関する事業

2 各事業の実施要領については、別記1から4のとおりとする。

(交付額)

第3条 この交付金の交付額は、別表による活性化交付金助成額を上限とする。

(交付対象事業の実施期間)

第4条 交付金の対象となる事業の実施期間は、交付決定日から翌年3月31日までとする。

(対象経費)

第5条 この交付金の対象経費は下記のとおりとする。

経費名	経費の内訳
(1) 講師謝金	外部から招聘した講師や指導者に支払う謝金
(2) 旅費交通費	交通費実費、宿泊費等
(3) 会議費	茶菓代、弁当代等
(4) 物品・資材購入費	事業実施に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用
(5) 会場使用料	会場使用料
(6) 傷害保険料	傷害保険料
(7) 通信運搬費	郵便送料、電話通信料等
(8) 消耗品費	事務用品、消耗品等
(9) 印刷製本費	印刷代、報告書等作成費

(交付金の交付)

第6条 交付金の交付を受けようとする市町村老連は、あらかじめ、第2条に定める事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を記載した計画書（様式第1号）を島根県老人クラブ連合会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、事業計画を受理したときは、当該事業の内容を審査し、交付金を交付することが適当と認められる場合は、交付決定の通知を行うものとする。

3 前項の交付決定を受けた市町村老連（以下「交付老連」という。）の代表者は、請求書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

4 会長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付事業の中止又は廃止)

第7条 交付老連の代表者は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、様式第3号を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 事業に係る事業実績報告は、様式第4号により交付金の交付を受けた翌年度の4月末日までに会長に報告しなければならない。

(実施細則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。